



Title	タイの籾流通における「中央市場」の機能と役割
Author(s)	矢野, 泉; YANO, Izumi; 三島, 徳三 他
Citation	北海道大学農経論叢, 49, 283-305
Issue Date	1993-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11083
Type	departmental bulletin paper
File Information	49_p283-305.pdf



タイの籾流通における「中央市場」の機能と役割

矢野 泉・三島徳三

目 次

1. 問題の所在と課題	283
2. 籾流通過程の現状	284
1) 籾段階と精米段階	284
2) 籾流通の構成者	285
3. 政府公認「中央市場」の設立	286
1) 中央市場の類型	286
2) 政府公認「中央市場」に関する規程	288
4. 「中央市場」取引の実態	
— ビサヌローク市場を事例として —	289
1) 市場開設の経緯	289
2) 市場の経営・設備・機能	289
3) 売り手の性格	290
4) 買い手の性格	290
5) 取引方法	290
6) 「中央市場」周辺の流通構造	291
5. 「中央市場」設立の条件	293
1) 生産条件	293
2) 立地条件	295
3) 農家の経済条件	299
6. 小括 — 「中央市場」の機能と役割	301

1. 問題の所在と課題

発展途上国における農産物の市場構造・流通機構については、問題の複雑さ、実態調査の困難さから、生産面の研究に比べ、体系的な研究が遅れている。それは、米のような伝統的農産物においてはとくに顕著にあらわれているといえる。タイにおける農産物流通問題についても、前期的華僑商人による不当な農民収奪という構図が長年にわたって議論されてきた。そのためタイの農産物市場・流通構造をめぐる論議が華僑系商人批判に矮小化されるこ

とも少なくなかった¹⁾。しかし、1960年代後半から70年代にかけての農業生産の近代化や、工業化、交通・情報網の発達などを背景に、米の流通構造の再編は漸次進んでいるものと考えられる。

その中で80年代後半からのタイの米市場構造の変化の1つとして挙げられるのが、粳流通段階における、政府と民間業者の協力による「米中央市場」の設立である。したがって本稿では、粳の流通段階に焦点を当て、そこにおける「中央市場」の機能と役割、またその存立条件を明らかにすることを課題とする。

2. 粳流通過程の現状

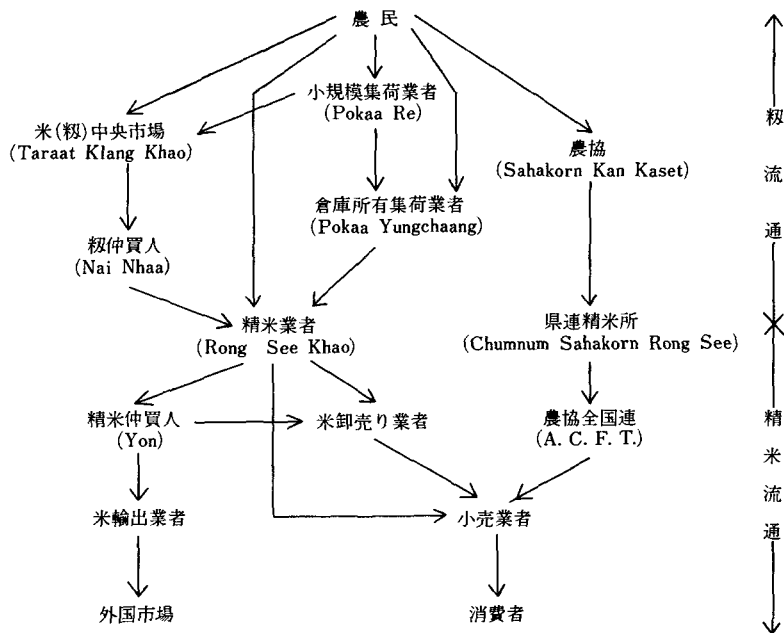
1) 粳段階と精米段階

図1に示すように、タイにおける米の流通経路は、商品の流通形態から、粳段階と精米段階の2段階に大別できる。粳流通段階とは、農民から精米業者にいたるまでの過程であり、精米流通段階とは精米業者から最終消費者までの過程を指す。この2つの段階は米の流通という一連の流れの中にありながらも、それぞれの段階内で、収集・中継・分散がなされている。これは2つの段階の結節点として、精米業者という加工資本が位置していることに起因する。

本稿で対象とする粳段階の流通構造は、上述のような流通構造全体の中で、米の商品化過程の第1段階として位置づけることができる。

1) タイの米流通の議論は、市川 [4] に代表されるように、「ミドルマン」を中心に行われてきた。タイ農業・農業協同組合省農業経済局の規定によれば、この「ミドルマン」とは「さまざまな市場や、取引のすべての段階で、農民や加工業者から生産物を購入ないし品ぞろえするいろいろの異なる種類の取引業者や商人」(市川 [4] p.4)とされている。しかしここに「さまざまな」、「いろいろの」とあるように、実際「ミドルマン」の機能・地位・役割は多様であり、一義的に定義するのは困難である。また、こうした「ミドルマン」についての議論は、事実1960年代まで「ミドルマン」のほとんどを占めていた華僑商人についての議論と同一視され、またそうした華僑資本はその「前期的」性格ばかりを強調され、80年代に至るまでタイの遅れた市場・流通構造を批判する際のスケープゴートとして位置づけられてきた。しかし一方で、友杉、Siamwalla等はこの点を早くから批判し(友杉 [12], Siamwalla [10]), また末廣も「華僑・華人」であるが故に「商人資本的行動」に固執するといった議論からは卒業すべきであるという指摘をしており(末廣 [11] など)、近年こうした議論からの脱却が図られつつある。

タイの籾流通における「中央市場」の機能と役割



註) 1991年11月の現地調査から作成

図1 タイの米流通経路

2) 籾流通の構成者

そうした籾流通の主な構成者は、農民、農村在住の小規模集荷業者（農民が兼業で行っている場合も多くみられる）、倉庫を所有する比較的大規模な集荷業者、農協、中央市場の開設者、集荷市場を拠点に活動を行う市場内籾買受商人などを含む籾仲買人、および精米業者である。

こうした流通経路は、地域によって主流となる経路が異なっているが、農民から小規模集荷業者、倉庫所有集荷業者、そして精米業者に至る流れが一般的である。これから検討する「中央市場」が出現するまでは、ほとんどの地域でこうした籾流通が行われていたと考えられる²⁾。

2) タイの米流通経路に関しては、日本でも数多く紹介されている。主要なものとしては、長谷川 [1], [2], [3], 市川 [4], 亀谷 [5], またタイ研究者の論文を引用したものとして、森井 [7], 大田 [8] などがある。

3. 政府公認「中央市場」の設立

1) 中央市場の類型

タイにおいて広義に言われている粃の中央市場には、大別すると3つの類型がある。1つは、Local Authority（地域実力者）主導型の市場、2つは農協や農業・農業協同組合銀行（BAAC）の開設市場、3つめとして民間と政府商業省連携型の市場が挙げられる。

既存の研究で中央市場として取り上げられてきたのは、このうち第1の民間の地方実力者主導型の市場であり、ナコンサワン県にあるカムナンソン市場などがこれにあたる。カムナンソン市場は、かつてチャオプラヤ川の支流の合流点に立地し、粃がまだ主にチャオプラヤ川に沿って、バンコク周辺に立地する精米所まで船で輸送されていた1970年代前半までは、最大の粃の中継市場であった。この市場は、現在でも資本・取引能力とも政府の支援なしで十分に経営を成り立たせる実力があるといわれている³⁾。現在はチャオプラヤ川支流の合流点から、市街地の高速道路沿いに所在を移し、トラック輸送に便利な交通の要所に立地している。この市場では商人対商人の粃取引が行われている。この点は、これから述べる政府公認「中央市場」との違いの1つである。

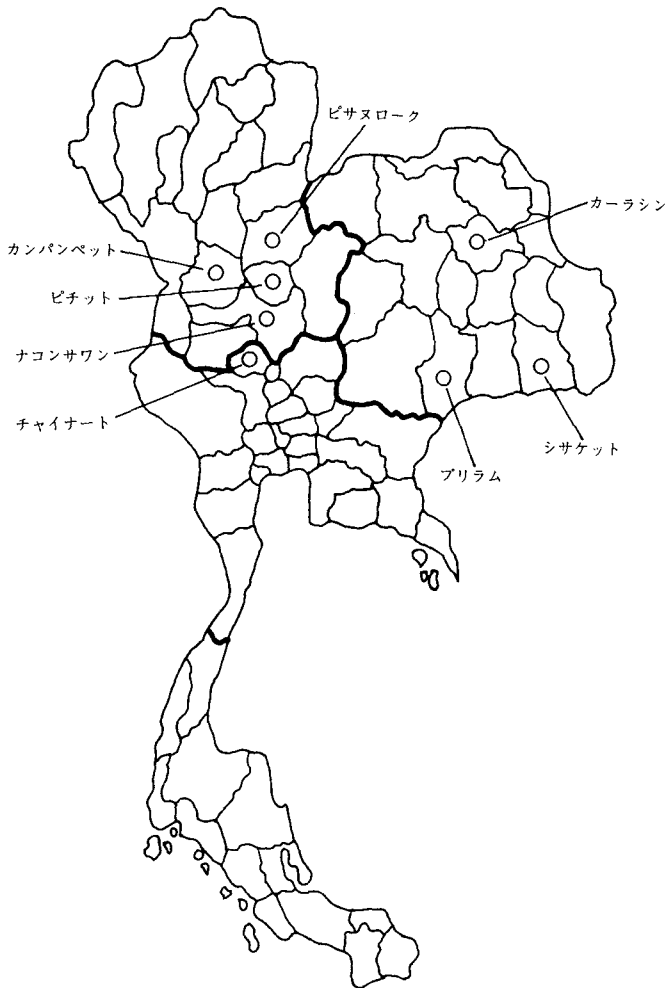
第2の類型である農協並びにBAACの開設する中央市場では、主にその組合員を対象とした取引が行われている。商業省はこうした中央市場も奨励しているが、これらはまだ初発段階にあり、全国的な展開にはいたっていない。

そして、第3の類型である民間業者と商業省が連携した政府公認の粃市場が、本稿の対象となる「中央市場」（以下、他の中央市場と区別のため「」をつける）である。

1980年代後半から、タイ政府は商業省国内流通局を中心に、「農産物中央市場」の設立を推進してきており、1992年からの第7次国家経済社会開発計画にもその方針が組み込まれている⁴⁾。米に関しては、産地集荷市場として、現在全国に8つの政府公認「中央市場」が設けられている（図2）。これら

3) Samnak Gaan Panid Changwat Nakhon Sawan [9], 亀谷 [5] p.38などを参考。

タイの米流通における「中央市場」の機能と役割



(資料) “Taraat Klang Sinkaa Kaset”, Krom Kan Kaapainai, Krasuang Panid.
 (「農産物中央市場」, 商業省国内流通局)

図2 政府公認米「中央市場」の所在

4) 農業・農業協同組合省は、第7次国家経済社会開発計画(1992～1996)期間中の「農業開発ガイドライン」を1991年9月13日に策定し、公表した。農産物流通に関しては、生産におけるリスクの減少、農民所得の確保、農産物価格安定に重点がおかれている。

はいずれも1987年以降に設立され、うち多くは1991年に認可されたばかりである。場所的には、農業省の地域区分による北部に4県（ピサヌローク、カンパンベツ、ピチット、ナコンサワン）、中央部1県（チャイナート）、東北部3県（カーラシン、プリラム、シサケット）となっている。いずれも商業省国内流通局と各県商業省事務所の支援と推進のもと、民間業者によって設立・運営されている。

2) 政府公認「中央市場」に関する規程

「中央市場」に関する政策は、1988年「農産物市場設立の目的と政策」として打ち出され、最も新しいものとしては1991年に「農産物中央市場設立奨励についての規程」⁵⁾（以下「規程」と略）が制定された。

タイにおける米（あるいは粳）流通は、一般的に競争的であるといわれている⁶⁾。これは、農家庭先価格の決定に際し、集荷商人間で競争が生じていることを意味している。しかし、実際の売買取引の際の、品質基準、計量に関して明確な指標はほとんどなかったといえる。少なくとも生産者である農民には明確ではなかった。そうした問題を解消し、また貯蔵や輸送に関して農民を援助するため、政府は「農産物中央市場」の設立を奨励している。

「規程」では、民間業者が米「中央市場」として政府の奨励を受けるためには、最低限以下の条件を備えることが必要となっている。それは、①20ライ（約3万2千平方メートル）⁷⁾以上の敷地、②収容能力1,000トン以上の貯蔵施設、③品質検査器・計量機など取引に必要な設備、④市場利用者に対する各種サービスの提供、である。

また「規程」に示された「中央市場」の目的は、要約すると、①規格にしたがった価格の明確化、ならびに公開、②競売または相対取引による最高値での価格決定、③市場利用者に対する資金援助、④市場情報の提供、⑤貯蔵・輸送サービスの提供、の5点となっている。

5) 商業省国内流通局の制定したこの「規程」では、米・畑作物中央市場、青果物中央市場、畜産物中央市場、水産物中央市場が対象とされている。内容としては、第1部「政府から奨励を受ける条件」、第2部「奨励者の受ける権利と義務」、第3部「中央市場の経営について」、第4部「奨励の取消」の4部構成となっている。

6) Siamwalla [10] p.42など。

7) 1ライは約1,600平方メートル。

4. 「中央市場」取引の実態 — ピサヌローク市場を事例として —

本節では、上述の「中央市場」の実際の機能に接近するため、タイ北部の主要な米生産地帯であるピサヌローク県に所在するピサヌローク県農産物中央市場有限会社（以下ピサヌローク市場と略）を事例に検討する。

1) 市場開設の経緯

ピサヌローク市場の開設者ラマイ女史は、ピサヌローク県ワントン郡の農家に生まれ、両親と共に農業経営に携わっていたが、集荷商人が度々不正な価格で農産物を買取ることに気づき、自ら集荷を開始した。最初は隣人や親戚を中心に集荷を行っていたが、1979年に資本金100,000バーツ⁸⁾で米・豆類・メイズなど農産物全般を取り扱う集荷業者として会社（Pitsanulok Peudpon Limited）を設立した。その後、1983年に資本金100万バーツで中央市場を開設した。商業省の中央市場促進政策が打ち出されるとともに、商業省県事務所へ申請を行い、政府が過去の営業実績などを調査した上で、1987年2月3日に全国で最初の「中央市場」としての認可を受け、同年5月16日にバンコクから商業大臣を招き開設式を行った⁹⁾。

2) 市場の経営・設備・機能

市場の開場時間は朝8時から夜12時までで、稲の取扱い量は最高で1日2,300トン、最低で300トン、乾季の平均は1日1,900トン、雨季の平均は1,000トンとなっている。事務員など社員は30名であるが、他に荷揚げ労働などのため60～70名の臨時労働者を雇用している。設備としては、品質検査のための水分計量器、車体ごと稲の重量を計る大型計量機、電話・ファクシミリ、市場内で買い付けを行う商人のための仮宿所、30,000トン収容可能な倉庫、稲乾燥機、稲乾燥場、および当市場の取引価格、バンコク卸売り価格、輸出価格、船舶のバンコク港入港情報などを掲示した価格表示板などを備えている。

倉庫は、1区画当たり1シーズン4,000バーツから6,000バーツで市場利

8) 1バーツは、1991年11月現在、日本円で5.20円。

9) 聞き取り調査（1991年11月、1992年7月）及び、ラマイ女史に関する小冊子（Mrs. Lamai Paonongkran）を参考。

用者に対して貸出されている。また、市場内で買い付けを行う商人に対して、集荷資金の前貸しなど金融サービスも行っている。前貸しの最高額は2,000万パーツで、利子は日率0.7%となっている。ただし、当日夕方までは無利子で貸し付けている。また、市場開設者は市場利用手数料はいっさい徴収していないが、計量代としてトン当たり5パーツ、荷揚げ料としてトン当たり15パーツを徴収している。

この「中央市場」の運転資金は、後述する市場登録商人からの預託金利子を中心に、商人への前貸し利子、施設賃貸料、計量代、および荷揚げ料のうち労働者への支払分（トン当たり5パーツ）を控除したものが基盤となっている。

3) 売り手の性格

市場で粳を販売するのは、農民が80～90%、買集人が10～20%となっている。売り手の農民は主に近隣の村落から来場しており、ピーク時には1日約350名の農民が販売を行っている。買集人は、スコータイ、ウトラディットなど隣県の村落で集荷した粳を販売する。

農民は2～3トンの小型トラックまたはピックアップと呼ばれる改造車で移送し、買集人は主に、10トントラックを利用している。

4) 買い手の性格

買い手は原則として、市場に登録をした商人である。1991年11月現在の登録者は、商人30名、精米業者10名であった。このうち、常時取引に参加しているのは20～30名で、彼らは市場を拠点に活動を行う市場内買受人と呼ぶことができる。登録に際しては、市場に預託金を払うことが義務づけられており、この預託金が前述の前貸し資金の元手ともなっている。

彼らが市場で買い付けた粳の販売先は、精米業者か精米業者の代理商が中心となっているが、これらはピサヌロック県内ではなく、バンコクよりのサラブリー県、アユタヤ県、ロブリー県、チャチェンサオ県、ナコンパトム県、スパンブリー県、チャイナート県などに所在している。これらの県には輸出業者の所有する大規模精米所が数多く存在している。

5) 取引方法

取引の方法は、まず農民あるいは買集人が粳を市場入口まで搬入する。そして複数の市場内買受人が荷からサンプルを取り出し、売り手と相対での交

渉を行う。そして水分含有率や碎米含有率など品質をチェックし、取引量と価格を決定する。その後、市場内で車体ごと計量し、一時的に乾燥場に野積み、乾燥させた後、市場内買受人のトラックに積み替えるか、倉庫で保管する。

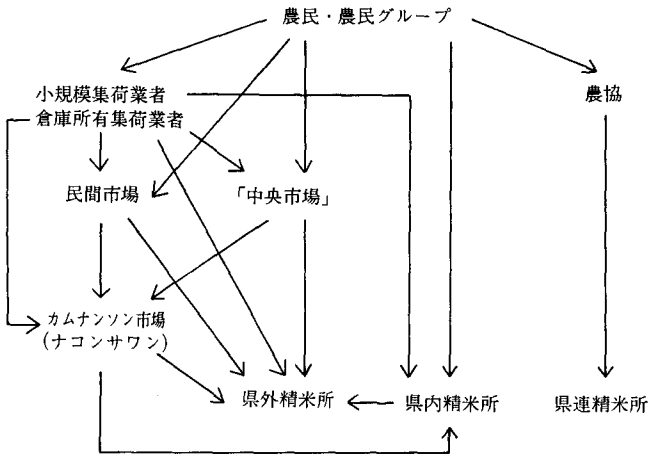
取引価格に関しては、市場開設者が毎朝ラジオで価格情報を聞き、市場での最低取引価格を決定し掲示する。それ以下の値で買い付けが行われる場合には、市場開設者自身が買い取ることによって、売り手に対する最低価格を保障している。また、取引価格は毎日、商業省の県事務所に報告され、一般に公表されている。

6) 「中央市場」周辺の流通構造

図3 aは、ピサヌローク県商業省事務所が1990年に発表したピサヌローク県内の籾流通経路図である。すなわち、「中央市場」がある程度軌道に乗り始めてからの流通経路とすることができる。

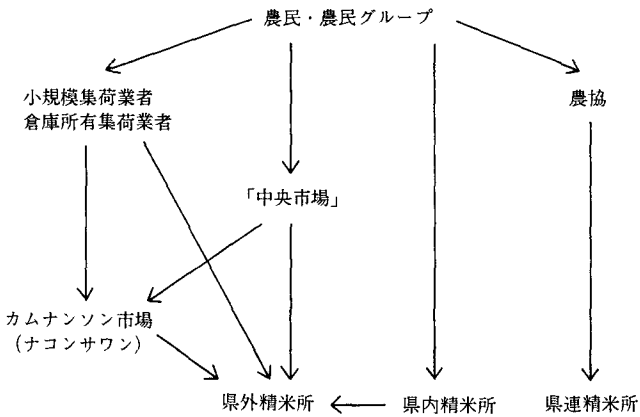
図1に示した全国の流通経路と比較して最も特徴的な点は、農民から集荷業者というルートよりも、農民から「中央市場」を経るルートが主流となっている点である。また、聞き取りによれば「中央市場」の設立にともない、小規模集荷業者や倉庫所有集荷業者の数が減少しているとのことである。これは、農民が直接「中央市場」に販売に行くようになった点に加え、「中央市場」が貯蔵機能をも備えているため、「中央市場」の賃貸倉庫を利用することによって、集荷業者が自ら倉庫を所有しなくても籾の買い付けが可能になったためである。また、「中央市場」で取引引きされた籾は、県外の精米所とナコンサワン県のカムナンソン市場に移出されている。一方、県内の精米業者は、農民から集荷業者を経て精米所へといった従来の集荷方法を維持している。したがって、「中央市場」で取引される籾は、現時点ではほとんどが輸出用あるいはバンコク消費用に向けられていると考えてよいだろう。

また、図3 bに示された「中央市場」設立直後の流通経路との比較からうかがえるように、同県では「中央市場」の設立と踵を接して、いくつかの民間市場が設立されている。民間市場は、幹線道路沿いに建設された集荷市場で、「中央市場」の誕生と前後して増加し、現在20から30の民間市場がピサヌローク周辺にあるといわれている。これは、元来倉庫所有集荷業者であったものが、集荷方法を変えたものと考えられる。すなわち、以前は村落をま



(資料) Krasuang Panid Kho Muun Kan Taraat Changwat Pitsanulok Prajaam Pii 2532, Samnak Gaan Panid Changwat Pitsanulok.
 (商業省ピサヌローク県の市場情報1989年, ピサヌローク県商業省事務所)

図3 a ピサヌローク県における粳の流通経路 (1989年)



(資料) Krasuang Panid Kho Muun Kan Taraat Changwat Pitsanulok Prajaam Pii 2531, Samnak Gaan Panid Changwat Pitsanulok.
 (商業省ピサヌローク県の市場情報1988年, ピサヌローク県商業省事務所)

図3 b ピサヌローク県における粳の流通経路 (1988年)

わって集荷していたものを、農民や小規模集荷業者に持ち込みを行わせることによって、集荷コストの削減を図ろうとしたものである。民間市場と「中央市場」の最も大きな違いは、民間市場で取り引きされる米のほとんどは市場開設者が買い取っており、集荷業者の性格を色濃く残している点である。しかしこの地域では、サービスや施設の面で勝っている「中央市場」での取引が中心となってきているため、民間市場へはあまり荷が集まっていない。そのため、今後それらの設立はあまり進まないと考えられる。

5. 「中央市場」設立の条件

本節では、図2にみられるような諸県に何故に政府公認「中央市場」が設立されたのか、その条件を検討する。

1) 生産条件

まず、ピサヌローク県を始め、「中央市場」の設立されている8つの県の米生産の概要を表1から検討していく。

耕作面積に占める稲作付面積の割合をみると、カンパンベツ県とカーラシン県をのぞき、いずれも各地域の平均を上回っており、特にピチット県(84.2%)、チャイナート県(86.4%)、ブリナム県(83.8%)、シサケット県(81.3%)では、稲作が農業生産上大きな地位を占めていることが分かる。稲作農家1戸当たりの経営規模では、北部でピサヌローク県(26.01ライ)、ピチット県(37.60ライ)、カンパンベツ県(26.41ライ)、ナコンサワン県(37.05ライ)、と北部全体の平均16.79ライを大きく上回っている。

生産量の全国順位をみると、ナコンサワン県の1位、ピサヌローク県の4位をはじめとして、雨季作米に関しては全ての県が上位に位置しており、乾季作米ではピサヌローク県、ピチット県、カンパンベツ県、ナコンサワン県と中央部のチャイナート県がいずれも10位以内となっている。東北部の乾季作米は、灌漑施設のない地域では生産が困難なため、生産量は少ない。1ライ当たり収量(米換算)は、雨季作では北部ピサヌローク県(438kg)、カンパンベツ県(415kg)が北部地域の平均収量398.6kgを上回り、中央部チャイナート県も429.9kgで、中央部平均333.8kgを大きく上回っている。東北部3県ではいずれもわずかながら地域平均の231.0kgを上回っている。乾季作では、北部はナコンサワン県を除き、地域平均671.8kgを40~50kg上回っ

表1 「中央市場」県における稲作生産の概要

		稲作田面積 (ライ) ¹⁾	耕地面積に占める割合 ²⁾ (%)	稲作農家 戸数 ³⁾ (戸)	一戸当 稲作経 営規模 (ライ)	雨季作米 ⁴⁾			乾季作米 ⁵⁾		
						生産量 (トン) (全国順位)	作付面積 (ライ)	1ライ当 たり取 量(kg)	生産量 (トン) (全国順位)	作付面積 (ライ)	1ライ当 たり取 量(kg)
北 部	ピサヌローク	1,712,105	64.3	65,677	26.07	676,021 (4)	1,543,426	438.0	131,753 (6)	183,008	719.9
	ピチット	1,870,319	84.2	49,744	37.60	471,151(13)	1,414,868	333.0	143,192 (5)	198,676	720.7
	カンバンベット	1,428,283	46.4	54,091	26.41	565,305 (8)	1,362,181	415.0	179,032 (3)	250,432	715.0
	ナコンサワン	2,703,999	59.8	72,979	37.05	923,633 (1)	2,503,070	369.0	168,246 (4)	278,553	604.0
中央	チャイナート	990,498	86.4	36,160	27.39	418,958(17)	974,320	429.9	111,043 (7)	286,325	387.8
東 北 部	プリラム	3,315,248	83.8	126,839	26.14	538,253(10)	2,224,186	242.0	3,488(46)	9,155	381.0
	シサクット	2,697,160	81.3	129,349	20.85	513,347(11)	2,193,792	234.0	4,549(42)	11,458	397.0
	カーラシン	1,621,635	68.8	86,949	18.65	359,743(20)	1,373,064	262.0	34,072(18)	58,656	580.9
	北部	16,952,374	55.3	1,009,638	16.79	5,471,606	13,725,408	398.6	806,574	1,200,622	671.8
	中央部	14,352,675	49.3	513,001	27.98	4,580,957	12,080,586	333.8	1,080,101	3,465,829	311.6
	東北部	38,594,234	71.1	1,846,189	20.90	7,106,200	30,766,930	231.0	196,642	426,481	461.1

註1) 1ライ=1,600m²

註2) 耕地面積とは農家保有面積のうち、米作地・畑作地・樹園地・野菜作付地の合計

註3) Report of The 1988 Intercensal Survey of Agriculture, The National Statistical Office

註4) 1988/89年

註5) 1990年

(資料) Agricultural Statistics of Thailand ; Crop Year 1990/91, Office of Agricultural Economics

ている。チャイナート県の収量387.8kgも、中央部の平均311.6kgを上回っているが、北部と比較すると地域平均収量自体がかなり低いことがわかる。これは1990年乾季作米が虫害で例年になく不作年だったためである。1989年の実績では、チャイナート県の1ライ当たり収量は697.0kg、中央部全体では667.9kgとなっている。

次に、参考までに各地域で生産されている米の品種についてみてみよう。表2は、農業・農業協同組合省の奨励する品種を記している。これら品種は全て伝統品種を元に改良を重ねられた品種である。タイで生産されている米には、伝統品種も存在しているが、現在市場に出回っている米のほとんどはこれらの改良品種といえる。

感光性品種は主に雨季に作付される。非感光性品種は、雨季・乾季共に作付が可能となっている。現地における農家あるいは集荷市場での調査で、非感光性品種のうち、北部・中央部の「中央市場」所在県周辺では、RD7、RD21、RD23、SPN60、またこの表にはないが、新品種としてSPN90が作付されている。

うるち米品種のうち、最も需要が高いのが Khao Dawk Mali 105 である。タイで良質とされる米の条件は色・光沢・長さであるが、東北産の Khao Dawk Mali は、中でも最も良質なものとして重要が高くなっている。RD 品種のうち、RD 23 は比較的 Khao Dawk Mali 105 に近い品質（特に固さ）を持っており、また SPN 60 も味に加え、細長く白くまた光沢があるといった外見の美しさから需要が高く、近年生産の増加している品種である。しかし、SPN 60 は虫害に弱いといった欠点を持っており、その代替品種として SPN 90 が開発された。「中央市場」のある県では、いずれもこうした需要の高い米を生産している。

以上の点をまとめると、「中央市場」のある県では、いずれも米の主産地化が進んでいるといえる。とくに北部・中央部の「中央市場」県では、比較的需要の高い米を高い生産性によって供給しており、一方低生産性という問題を抱えている東北部では、最も需要が高く、かつ高品質な米を供給していることがわかる。

2) 立地条件

「中央市場」を成り立たせているもう1つの条件として、籾の集散地とし

表2 タイにおける主な奨励品種の諸特徴

品種名	タイプ	収穫時期 (期間)	休眠期間 (週)	性質				収量 (kg/ライ)	普及年
				色	長さ (ミリ)	形状	炊飯後		
<u>非感光性品種</u>									
RD 7	粳米	120-130	3	平常	7.2	細長	軟・粘りなし	600	1975
RD 2 1	粳米	120-130	4	茶斑	7.3	細長	軟	700	1981
RD 2 3	粳米	120-130	5	平常	7.3	細長	軟・粘りなし	800	1981
S P N60	粳米	120	—	—	—	—	—	—	1991
<u>感光性品種</u>									
北部									
RD 6	もち米	Nov. 21	5	茶	7.2	細長	軟・芳香	670	1977
Khao Dawk Mali 105	粳米	Nov. 25	8	平常	7.4	細長	軟・芳香	365	1959
Niaw Sun-pha tawng	もち米	Nov. 26	6	茶	7.2	細長	軟	530	1962
東北部									
Khao Dawk Mali 105	粳米	Nov. 20	8	平常	7.4	細長	軟・芳香	515	1959
RD 6	もち米	Nov. 21	5	茶	7.2	細長	軟・芳香	670	1977
Niaw Sun-pha tawng	もち米	Nov. 26	6	茶	7.2	細長	軟	530	1962
Khao Tah Haeng 17	粳米	Dec. 20	8	平常	7.5	細長	硬・粘りなし	470	1979
中央部									
Khao Tah Haeng 17	粳米	Dec. 20	8	平常	7.5	細長	硬・粘りなし	470	1979
RD 2 7	粳米	Dec. 10	7—8	茶斑	7.5	細長	軟	600	1981
Leung Pra-tew 123	粳米	Dec. 19	6	茶	7.4	細長	硬・粘りなし	415	1965

(資料)「タイの米—1991—」(海外貨物検査株式会社盤谷支店編)より作成。

ての立地条件の存在があげられる（図4）。ピサヌローク県、カンパンベッ

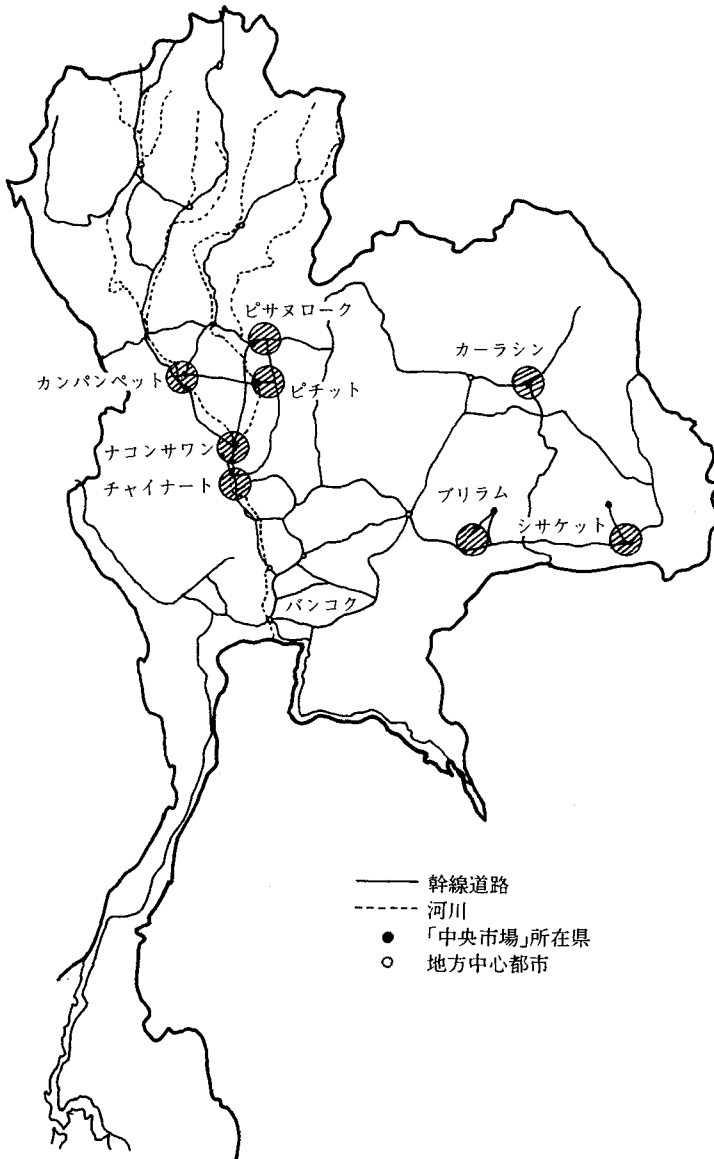
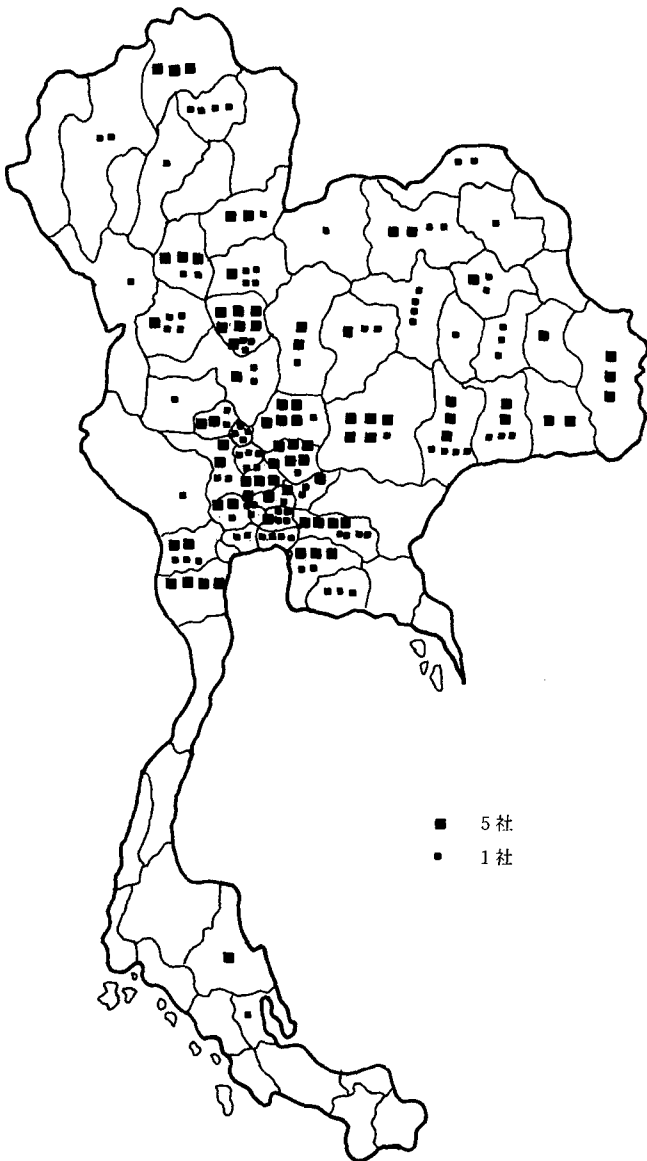


図4 主要幹線道路と「中央市場」の所在



(資料) Samakom Rong See Khao Thii Thii Raluk Kuen Su Pii Thii 14
(『タイ精米業者協会14周年記念報』, 1991年)より作成

図5 タイ精米業者協会員の分布 (1991年)

ト県、ピチット県は、それら以北の米産地であるウタラディット県、スコータイ県、チェンマイ県、チェンライ県等とバンコクを結ぶ幹線道路の合流点に位置し、さらにピサヌローク県、カンパンベット県、ピチット県を通った幹線は、ナコンサワン県で合流し、チャイナート県を経てバンコク方面に伸びている。カーラシン県は東北部北部の幹線道路の合流点に位置している。ブリラム県、シサケット県には東北部南部の主要道路が通っており、ブリラム県とシサケット県の間位置するスリーン県も含めた米生産地帯からの輸送が便利な場所に立地している。また、こうした幹線道路は同時に図5に示す商業的精米所¹⁰⁾が多く存在する諸県とつながっており、「中央市場」は籾の収集のみでなく、分散にも適した場所に立地していることがわかる。

3) 農家の経済条件

農民と市場の関係について、ここでは輸送手段と農家負債の2つの側面から検討する。

表3は、「中央市場」各県と全国のトラックまたはピックアップ（荷台付小型改造自動車）の保有割合を示している。この表によると、チャイナート県を除き、トラックあるいはピックアップのいずれか一方で全国の平均保有率を大きく上回っている。

表3 「中央市場」県におけるトラック・ピックアップの保有割合
(単位：%)

県名	トラック	ピックアップ
ピサヌローク	28.1	40.0
ピチット	31.4	36.0
カンパンベット	51.0	25.8
ナコンサワン	29.1	46.2
チャイナート	19.3	2.6
ブリラム	51.3	23.6
シサケット	50.7	5.9
カーラシン	50.5	7.6
全国	35.5	19.4

(資料) Report of the 1988 Intercensal Survey of Agriculture, The National Statistical office より作成

10) 統計局資料によると、全国には88,643の精米所があるとされているが(1986年)、この多くは1日の精米能力5 Kwien (約5トン)以下の小規模な自給的精米所である。この統計から、商業的精米所のはっきりとした分布をつかむのは困難であると思われるため、ここでは商業的精米所の多くが登録している精米業者協会の会員名簿に依拠した。

また、表4は農家負債の借入先別構成比を示したものである。これまでの多くの研究では、農民は集荷業者からの生産資金や現物の貸付によって、生産物の販売先の制限を受けていたことが指摘されている。が、この表をみると、全国的にそうした集荷業者からの貸付を含むインフォーマル金融からの借入が減少し、フォーマル金融の比率が高まっていることが分かる。さらに

表4 借入先別構成比

(単位：農家1戸当り%)

	1978/79		1988/89	
	インフォーマル ¹⁾	フォーマル ²⁾	インフォーマル	フォーマル
ピサヌローク	37.12	62.88	16.68	83.32
ピチット	37.10	62.90	13.93	86.07
カンバンベット	33.01	66.99	50.97	49.03
ナコンサワン	67.77	32.23	64.94	35.06
チャイナート	41.37	58.63	21.21	78.79
ブリラム	46.11	53.89	17.69	82.31
シサケット	46.17	53.83	6.70	93.30
カーラシン	20.69	79.31	22.88	77.12
平均	41.17	58.83	26.88	73.12
全国	36.12	63.88	28.62	71.38
北部	35.44	64.56	29.75	70.25
中央部	39.73	60.27	34.72	65.28
東北部	31.20	68.70	20.92	79.08
南部	29.75	70.25	12.94	87.06

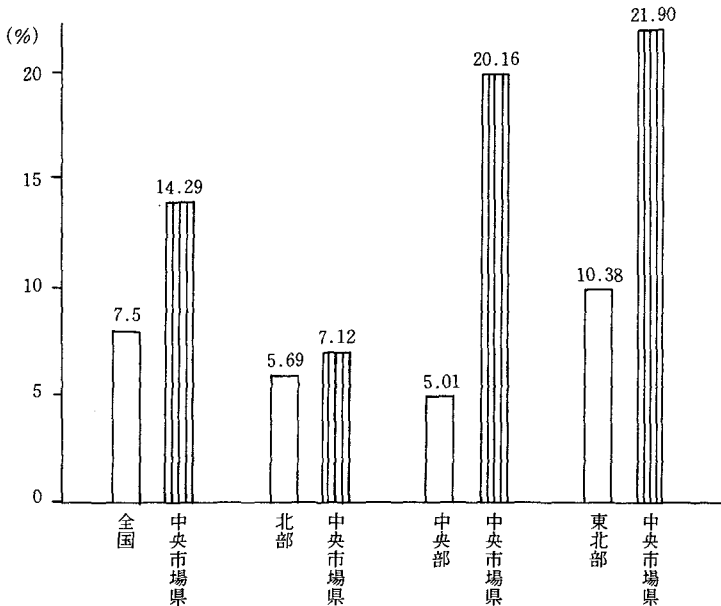
註1) 親戚・隣人・地主・商人・精米業者・工場主・その他

註2) BAAC・商業銀行・貯蓄銀行・金融会社・協同組合・農民グループ・その他

(資料) Nii Sin Kasetrakon 2531/32, 2521/22より作成
 (「農家負債調査」1988/89年, 1978/79年)

図6で、ここ10年間のフォーマル金融の伸び幅をみると、「中央市場」県の平均は、各地域の平均伸び幅を大きく上回っている。これは、「中央市場」県において、商人からの金融機能が分化していること、また同時に公的金融機関による農民融資が整備され、信用による農民と商人とのつながりが希薄になってきていることを示唆している。

タイの稲流通における「中央市場」の機能と役割



(資料) 表4と同じ。

図6 フォーマル金融比率の上昇 (1978/79~1988/89)

6. 小括一「中央市場」の機能と役割

以上のピサヌローク市場を対象とした調査・分析を通じて、政府公認「中央市場」には、下記のような機能と役割が期待されていると考えられる(表5)。

まず第1に、市場における複数の商人と農民とのあいだの競争的取引によって、以前より農民にとって有利で、かつ安定的な価格でもっての販売が可能となる。

第2に、市場で稲の規格・品質が明確にされることによって、農民は商品の品質に即した価格での販売が可能となる。また、買付けを行う精米業者も、必要な規格の稲を効率的に集荷することができる。

第3に、価格を公開することによって、価格の公正化が図られ、また市場利用者に対して平等に価格情報が行き渡るようになる。

第4に、その他の市場情報についても、市場利用者は効率的に収集するこ

表5 中央市場の機能と役割

「中央市場」の機能	「中央市場」設立以前	「中央市場」設立以後	受益者
競争的取引	農民・集荷業者間の半固定的な取引関係	価格の有利化と安定	農民・買集人
規格・品質の明確化	品質に無関心な農民に対しての不当な価格提示	価格の公正化, 必要な規格の米の集荷の効率化	農民・買集人 精米業者
価格の公開	価格の不明確さ	価格の公正化, 価格情報の平等化	農民・買集人
市場情報の提供	価格・生産・取引量などの情報の不足	平等かつ効率的な情報収集	農民・買集人 市場内買受人 精米業者
機械計量	不正な計量によるごまかし	計量による不正を防ぐ	農民・買集人
貯蔵施設の完備	倉庫所有の集荷業者のみが販売時期を調整できる	農民や倉庫を所有しない商人にも貯蔵機会が増大	農民・買集人 市場内買受人
集荷資金の貸付	精米業者・集荷業者間の信用による半固定的な取引	精米業者からの資金的自立	市場内買受人
荷揚げ・輸送のサービス	集荷業者・精米業者が負担	コスト軽減	市場内買受人 精米業者

とができる。

・第5に、機械と近代的なメートル法での計量により、これまで商人が伝統的に竹製の籠で計量¹¹⁾する際に行っていた目方のごまかしを防ぐことができる。

第6に、貯蔵施設を貸し出すことによって、これまで貯蔵手段を有していなかった売り手に有利販売の機会が拡大する。

第7に、「中央市場」の集荷資金の貸付によって、これまで精米業者から借り入れしていた集荷資金を、集荷業者自体が調達することが可能となり、精米業者からの資金的自立がはかられる。

第8に、これまで完全に自己負担だった荷揚げ・輸送に関して、市場に手数料を支払だけで行うことができ、そうした費用のコストを削減することが可能となる。

また、市場開設者自身にとっても、政府からの市場情報・市場経営に必要な各種の援助を受けることができ、市場経営のいっそうの拡大を図ることができる。

粳の流通過程において、このような役割を担う「中央市場」の設立が、これまで前近代的なものとしてとらえられてきた、タイの米市場・流通構造全体の問題点を解消する契機となるかどうかは更に詳しい検討が必要になるが、少なくとも現時点における一つの方向性を示すものとして評価できよう。そして、こうした動きが産地における民間の米集荷業者の経営能力に依存した形で進められ、政府はそれに対して、直接的な管理体制をとるのではなく、必要に応じて介入する姿勢をとっている点がタイにおける特徴といえる。

政府は今後ともこうした「中央市場」の設立を拡大していく方針でいる¹²⁾が、その有効性を判断するためにも、今回事例として扱ったピサヌローク市場以外の「中央市場」、とくに生産条件の大きく異なった東北部の「中央市場」

11) 農家や集荷商人が伝統的に使用している容量単位は「タン」である。「タン」とは20リットル容量の竹製の籠であり、粳の場合1タン当たりの重量は10～12kgになる。

12) 1991年現在全国に「米・畑作物中央市場」が8カ所、「青果物中央市場」が6カ所あるが、「農産物中央市場について」と称する商業省国内流通局発行のパンフレットでは、「水産物中央市場」、「畜産物中央市場」など含め1996年までに合計25カ所の「農産物中央市場」を設置する計画でいる。

との比較検討が必要である。

また、こうした「中央市場」は、米の生産性と品質の向上、輸送手段の整備、農家の商品生産者としての自立化、等に支えられている。ピサヌローク市場に販売する農民の中には、村落グループを作り、粳のサンプルのみを「中央市場」に持ち込み、取引が成立した後、「中央市場」のトラックが村落で集荷するといった事例もみられた。こうした方法はまだ一般的ではないが、農民による、出荷の協同化・組織化が「中央市場」と共にどのように展開していくのかという点も、各々の地域における農業協同組合の販売事業対応と併せて¹³⁾、今後の重要な検討課題といえる。

いずれにせよ、政府公認「中央市場」の設立は、タイにおける市場組織の近代化と、農民の市場対応力の向上にとって重要な一局面であることは間違いない。

追記) 本稿の基礎となった調査には、文部省科学研究費・平成3年度国際学術研究補助金(研究代表者 白井 晋)の助成を受けている。

参考文献

- [1] 長谷川善彦『タイの米穀事情』アジア経済研究所, 1962。
- [2] 長谷川善彦『農業関連産業の研究』国際農林業協力協会(AICAF), 1986。
- [3] 長谷川善彦『タイの農業』国際農林業協力協会(AICAF), 1988。
- [4] 市川信愛『タイ経済とミドルマン』長崎大学東南アジア研究叢書8, 1974。
- [5] 亀谷是編著『米輸出大国・タイ米産業の光と影』富民協会, 1992。
- [6] 三島徳三「タイの米生産と輸出」(①~⑥)『ニューカントリー』北海道協同組合通信社, 1992年3月, 4月, 5月, 8月, 9月, 11月各号。
- [7] 森井淳吉「タイ米の流通と米価決定をめぐる諸問題」『阪南論集』第26巻第2号, 1990年。
- [8] 大田克洋「輸出志向型タイ稲作の開発と農業協同組合の振興」松田藤四郎・金沢夏樹編著『タイ稲作の経済構造』, 富民協会, 1991。

13) 本稿では粳流通における農協の役割については論じることができなかった。参考までに述べると、事例でも扱ったピサヌローク県では、1916年にタイで最初の協同組合(ライフアイゼン型信用組合)が設立されている。1988年の資料によると、県内には29農協, 3開拓協同組合, 12信用協同組合, 4生活協同組合, 1県連合会(16農協が会員)がある(Agricultural Statistics of Thailand Crop Year 1990/91)。また1991年7月には、BAAC農協も設立されている。農民の農協への加入率は17.8%(全国17.2%)である。

タイの米流通における「中央市場」の機能と役割

- [9] Samnak Gaan Panid Changwat Nakhon Sawan, *Kho Muun Sinkaa Kaset Changwat Nakhon Sawan (Khao) 2529* (ナコンサワン県商業省県事務所, 『ナコンサワン県農産物情報1986年—米—』)。
- [10] Siamwalla. A., "Farmers and Middlemen: Aspects of Agricultural Marketing in Thailand", *Economic Bulletin for Asia and the Pacific Vol XXIX No. 1*, June 1978.
- [11] 末廣昭・南原真『タイの財閥』, 同文館, 1991。
- [12] 友杉孝「タイ農業問題と村落社会」滝川勉編『東南アジアの農業・農民問題』, 亜紀書房, 1971年。